

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

改正の趣旨

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとともに、「児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

〔①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止及び被害者の保護に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被験する法律〕

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあつた関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。

② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。

(3) 住居等が住居等を受けるに係る賃貸契約の締結の前に、賃貸人から賃貸人に移転する旨の申告書を提出する場合に、賃貸人から賃貸人に移転する旨の申告書を提出する場合に、賃貸人から賃貸人に移転する旨の申告書を提出する場合に、

性が如きは、必ずしも、性の問題ではない。性の問題は、必ずしも、性の問題ではない。

卷之三

指道寺を詣りた。

（4）学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、その職務上知り得たこととします。

日暮相談所は、V神聖者の保護のために配偶者暴力相談を運営するトランセーション

THE JOURNAL OF CLIMATE

後藤焼はその他の窯の焼き物

児童福祉社の基準に従い、児童福祉司の数の対応が過重な場合は、児童福祉司の見直しが必要ではないよう、対応相談室を設けることとする。

行われば必ずする。

② 但當相談所職員の外謂改善に對する國の支援等の在り方にについて、

③ 民法工の慾求の狂り方に於いて、施設凌遲を自述に供する者もいなかった。

④ 一時緊急措置の実施による効率化を図る。このため、運送業者による輸送手段の選択を考慮した、より柔軟な指揮監視体制を構築する。
（4）運送業者による輸送手段の選択を考慮した、より柔軟な指揮監視体制を構築する。

その機会に児童を保護する意図を明確に示すとともに、児童の意見を尊重する仕組みを確立する。

支拂する仕組みの構築、個々の権利を擁護する仕組みの構築、その仲間の権利を擁護する仕組みの構築、これら二種類の構築を行なう。2年後には、この構築が実現されると云ふ。

卷之三

卷之三

⑥ 先進慣習の専門知識：技術を必要とする職業の性質に応じて、施設後半を日途一候時を除く、

する。必要な措置を講ずる。

② 通報の対象となるDVの形態及び保険金の中立をすることができます。DV加害者の精神社会における

心西ナ性器ナ達ガアナトナナ

アーティストとしての才能を発揮するためには、常に新しい視点や技術を追求する姿勢が求められます。また、音楽制作過程におけるコミュニケーション能力も重要な要素です。

◎ その他所要の規定を行つ。

执行期口

九月三十日正午十二時半（即西曆一九三五年十月一日）